

議案第 2 号

恵庭市都市計画税条例の一部改正について

恵庭市都市計画税条例の一部を次のとおり改正することについて議決を求める。

令和 6 年 4 月 1 2 日 提出

恵庭市長 原 田 裕

記

恵庭市都市計画税条例の一部を改正する条例

恵庭市都市計画税条例（昭和 5 1 年条例第 1 0 号）の一部を次のように改正する。

現行	改正案
第 1 条～第 6 条（略） 附 則 1・2（略） <u>（法附則第 15 条第 32 項の条例で定める割合）</u> 3 <u>法附則第 15 条第 32 項に規定する市町村の条例で定める割合は、2 分の 1 とする。</u> <u>（法附則第 15 条第 33 項の条例で定める割合）</u> 4 <u>法附則第 15 条第 33 項に規定する市町村の条例で定める割合は、3 分の 2 とする。</u> <u>（法附則第 15 条第 43 項の条例で定める割合）</u> 5 <u>法附則第 15 条第 43 項に規定する市町村の条例で定める割合は、4 分の 3 とする。</u> 6～14（略）	第 1 条～第 6 条（略） 附 則 1・2（略） <u>（法附則第 15 条第 32 項の条例で定める割合）</u> 3 <u>法附則第 15 条第 32 項に規定する市町村の条例で定める割合は、3 分の 2 とする。</u> <u>（法附則第 15 条第 38 項の条例で定める割合）</u> 4 <u>法附則第 15 条第 38 項に規定する市町村の条例で定める割合は、2 分の 1 とする。</u> <u>（法附則第 15 条第 42 項の条例で定める割合）</u> 5 <u>法附則第 15 条第 42 項に規定する市町村の条例で定める割合は、4 分の 3 とする。</u> 6～14（略）

現行	改正案
<p>15 法附則第 15 条第 1 項、第 9 項、第 13 項から第 17 項まで、第 19 項、第 20 項、第 24 項、第 27 項、第 31 項から第 35 項まで、第 38 項、第 39 項、第 43 項若しくは第 46 項、第 15 条の 2 第 2 項、第 15 条の 3 又は第 63 条の規定の適用がある各年度分の都市計画税に限り、第 2 条第 2 項中「又は第 33 項」とあるのは「若しくは第 33 項又は附則第 15 条から第 15 条の 3 まで若しくは第 63 条」とする。</p>	<p>15 法附則第 15 条第 1 項、第 9 項、第 13 項から第 17 項まで、第 19 項、第 20 項、第 24 項、第 27 項、第 31 項から第 34 項まで、第 37 項、第 38 項、第 42 項若しくは第 45 項、第 15 条の 2 第 2 項、第 15 条の 3 又は第 63 条の規定の適用がある各年度分の都市計画税に限り、第 2 条第 2 項中「又は第 33 項」とあるのは「若しくは第 33 項又は附則第 15 条から第 15 条の 3 まで若しくは第 63 条」とする。</p>
<p>16 (略)</p>	<p>16 (略)</p>

備考 改正箇所は、下線が引かれた部分である。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、公布の日から施行する。

(経過措置)

- 2 別段の定めがあるものを除き、この条例による改正後の恵庭市都市計画税条例の規定は、令和 6 年度以後の年度分の都市計画税について適用し、令和 5 年度分までの都市計画税については、なお従前の例による。
- 3 平成 29 年 4 月 1 日から令和 6 年 3 月 31 日までの間に受けた地方税法等の一部を改正する法律（令和 6 年法律第 4 号）第 1 条の規定による改正前の地方税法（昭和 25 年法律第 226 号。次項において「旧法」という。）附則第 15 条第 3 2 項に規定する政府の補助に係る同項に規定する特定事業所内保育施設の用に供する固定資産に対して課する都市計画税については、なお従前の例による。
- 4 都市再生特別措置法等の一部を改正する法律（令和 2 年法律第 43 号）の施行の日から令和 6 年 3 月 31 日までの間に整備された旧法附則第 15 条第 3 9 項に規定する滞在快適性等向上施設等の用に供する固定資産に対して課する都市計画税については、なお従前の例による。